

令和5年第6回富山県教育委員会議事日程

5月26日（金）午後1時

県庁4階大会議室

1 会議録の承認について

令和5年4月21日開催の令和5年第5回富山県教育委員会会議録の承認について

2 協議事項

(1) 富山県立高等学校通学区域について

県立学校課長から説明した。

3 報告事項

(1) 臨時代理について（令和5年5月富山県議会臨時会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(2) とやま科学オリンピック2023の開催について

教育企画課長から説明した。

(3) 第9回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会の開催結果について

県立学校課長から説明した。

(4) 令和5年3月高等学校卒業者の就職状況について

県立学校課長から説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

5 議決事項

議案第19号 令和5年度富山県教科用図書選定審議会委員変更の件

小中学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第20号 令和6年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択に係る諮問事項の件

小中学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第19号及び議案第20号は非公開となりました。

総合教育会議における主な意見と論点整理 (概要)

【委員等の主なご意見】

公私比率

- 生徒数の減少への対応には入学定員の減はやむを得ない。公立私立で調整して適正な定員とすべき。
- 私立経営には、2,000人の定員が必要。今後の定員減は、公立で対応を。全体の8割超の生徒が公立志望であり、県立のみ削減には理解が得られない。

授業料格差

- 公立フラットで考えられる場合、格差是正が不可欠。
- 公立格差が縮小すれば、進路選択の幅も広がる。環境格差のない環境で、生徒から選ばれる学校を目指すべき。

学区

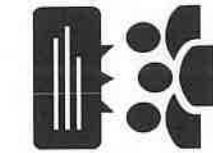
- (通学区区域)
 - 廃止の場合、特定の学校や地域に志願者集中の懸念。
 - 魅力ある学校ができれば学区を越えた学びを望む生徒は増える。子どももフレアトで考えるべき。
- (学級編制における取扱い)
 - 学区を取り払えば、定員割れの学校が増加する恐れ。

普職比率

- (普職比率の取扱い)
 - 学級単位の増減が比率に影響。柔軟に考えるべき。
- (職業科のあり方)
 - 職業科からも多数の生徒が進学している。
 - 15歳で明確に将来を描けない生徒も多い。学科の細分化はいいかがか。

学級編成

- (学級編成の考え方)
 - 生徒の居住地や通学範囲、バランス等を考慮すべき。
 - (高校、学科のあり方)
 - 多様な人との関わりの中で、学科の併存も含め一定の学級規模は確保すべき。
 - 職業科は、就職を目指すだけでなく、多様な学科があってもよい。



県立高校のあり方、公私の役割など

- 直近の生徒減への対応のみでなく、公私や普職の別を問わず子どもたちから選ばれられる学校をどうつくるのかを最優先で考えるべき。
- 工夫して地域の子どもが進学する学校をつくるなど、地域創生の核となる高校のあり方も検討してはどうか。
- 多様な設置形態・規模、地域性や交通の便等の社会情勢、支援を要する生徒のために学びを止めないなどのニーズをふまえた県立高校像を模索すべき。
- 子どもの置き去りにせず、夢や希望、声をしっかりと反映してほしい。
- 時代の要請や生徒等のニーズを踏まえ、スクール・ポリシーに基づいた学校づくりや定員を考えたてはどうか。
- 公私協調を基軸に、生徒の自己実現や人材育成に向けて教育を充実・発展させてほしい。

公私比率

- 公私比率は、県立・私立双方の学級編制や学級数を考えるうえで、また、生徒の多様な希望を叶える点でも重要。そのあり方は、公立高等学校連絡会議で公私協調のもと引き続き協議・検討。

授業料格差

- 子育て世帯の教育費負担の軽減や、子どもに多様な進路選択に資するため、全国の取組状況を踏まえ、私立高校授業料補助制度を拡充し、授業料の公私間格差の縮小を検討。

学区

- 通学区は、普通科について、全県一区とすることを検討。
- 学級編制時の学区の取扱いについては、4学区を基本としつつ、地域の均衡ある学びの確保を踏まえて検討。

普職比率

- 普職比率(総合学科除く)は、志願や進路の動向、学科構成、県民ニーズのもと、現行比率を基軸に柔軟な取扱いを検討。
- 新たな高校、学科のあり方を含めて検討。

学級編成

- 地域の均衡ある学びの確保を踏まえつつ生徒数の動向、志願状況を勘案して総合的な判断が必要。
- 高校再編にあたっては、再編に関する基準などの基本的な方針について、新たな検討の場を設置し検討。

課題・留意点、今後の方向性の主な論点

通学区域についての総合教育会議での主な意見と論点整理

主な意見・提言

※令和4年度第3回総合教育会議資料4より「通学区域」についての主な意見・提言を抜粋し、第3回会議での意見を追加

- ・仮に通学区域の制限を無くした場合、学校の選択の幅が広がる一方で、特定の学校や地域に志願者が集中する懸念もある。
- ・子どもたちの選択肢を広げるといって通学区域の制限は無くした方がよい。
- ・企業の通勤では「時間距離」という考え方をしている。通学でも公共交通機関等の便などが重要。
- ・特定の学校等に志願者が集中してその周辺校で欠員が生じるという意見は、子どもファーストで考えることと少し矛盾があるのではないか。
- ・特色を持った魅力ある学校づくりが進むなら、学区を越えて学びたいという生徒が出てくるのは当然の流れだ。「どうしても行きたい」と思える学校づくりができるなら通学区域の制限は無くしていくべき。
- ・普通科の場合には、学区を越えて志望する生徒は少ないと考えられる。
- ・全県一区にしても中学生への影響はほとんどないのではないか。
- ・私立高校の普通科の生徒は全県一区で通学していることなども鑑みれば、生徒が通いたい学校に通うことができる全県一区にするのがよいのではないか。

課題・留意点、今後の方向性の主な論点

- ・通学区域については、普通科についても全県一区とすることも含めて検討する。

通学区域について

1. 現状

通学区域は、職業科など普通科以外の学科は全学区としており、普通科は次のとおりとしている。ただし、普通科の音楽と体育コースについては、全学区としている。

居住する学区	新川	富山	高岡	砺波
通学区域の学区	新川・富山	新川・富山・高岡	富山・高岡・砺波	高岡・砺波

2. これまでの考え方

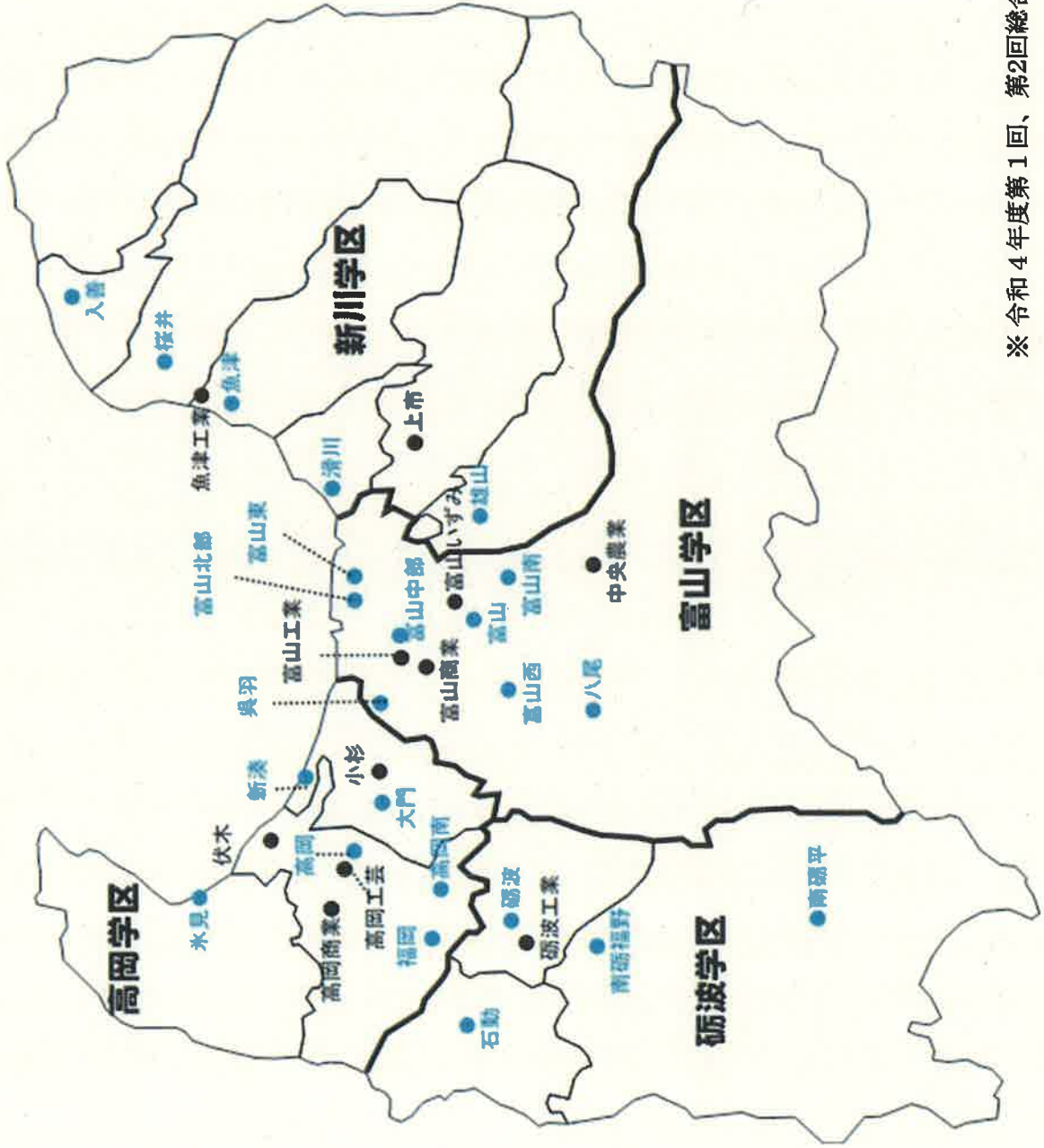
平成19年の県立学校教育振興計画基本計画や平成28年の県立学校整備のあり方等に関する報告書では、

- ① 高校の配置バランスが配慮され、生徒の通学実態に即したものとなっていること、
 - ② 通学区域による学校選択の制約は極めて少ない状況にあること、
- などを理由に「現行制度を存続することが望ましい」とされてきている。

3. 「令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会」でのご意見

- ・ 通学区について、現状で何か制約になっているようには見えない。現状のままでもいいのではないか。
- ・ 全県一区という考えについては反対である。前回のアンケート結果にあったように、子どもたちや保護者は通学時間を2番目の理由に挙げて高校を選択している。
- ・ 魅力のある高校づくりをしていく中で、全県一区にしながらい子どもたちを集めていくようなことができれば、もっと面白い高校づくりができると感じている。
- ・ その学校で学びたいと考えている生徒にとって、通学時間は非常に大きい要素だと思う。通学を考える際には、公共交通機関の整備状況といった通学環境を考慮しながら設定されることが本ではないかと思う。

県立全日制高校の各学区の配置状況



※ 令和4年度第1回、第2回総合教育会議資料より

県立全日制高校の学区別の募集率推移と募集定員充足率

単位は%

年度	新川学区		富山学区		高岡学区		砺波学区		全県	
	募集率	充足率	募集率	充足率	募集率	充足率	募集率	充足率	募集率	充足率
H16	73.0	100.0	70.7	100.0	73.6	100.0	67.5	99.4	71.6	99.9
17	71.6	100.0	71.5	100.0	73.0	100.0	68.3	100.0	71.5	100.0
18	71.8	100.0	71.0	100.0	72.3	100.0	70.7	99.5	71.5	99.9
19	72.6	99.0	71.0	100.0	70.5	100.0	73.3	99.4	71.5	99.7
20	72.0	99.3	69.7	100.0	70.1	100.0	73.5	98.0	70.7	99.6
21	72.0	100.0	69.2	100.0	70.3	99.4	73.6	99.2	70.6	99.7
22	72.0	99.5	70.5	100.0	69.6	100.0	73.7	100.0	70.9	99.9
23	71.7	100.0	70.7	100.0	69.7	100.0	72.6	99.7	70.9	100.0
24	71.8	100.0	70.5	100.0	69.3	100.0	75.1	99.6	71.0	99.9
25	71.4	100.0	70.2	100.0	70.6	100.0	72.8	100.0	70.9	100.0
26	70.8	100.0	70.5	100.0	69.8	99.9	75.9	99.0	71.0	99.8
27	72.5	98.7	70.5	99.6	70.7	100.0	70.2	100.0	70.9	99.6
28	71.5	99.9	71.0	100.0	70.7	100.0	71.8	98.0	71.1	99.7
29	69.9	100.0	70.9	99.3	71.3	100.0	72.5	100.0	71.0	99.7
30	69.6	98.9	70.8	98.8	71.2	100.0	70.6	98.3	70.6	99.1
R元	71.4	97.7	70.9	98.9	70.6	100.0	71.6	98.3	71.0	98.9
2	70.8	97.3	71.5	98.2	71.6	99.7	73.3	99.5	71.6	98.6
3	72.2	94.0	71.7	98.0	71.8	99.8	69.9	97.9	71.6	97.8
4	71.1	94.3	71.4	97.7	72.5	98.2	70.7	95.7	71.6	97.0
5	70.0	-	70.6	-	71.3	-	70.9	-	70.7	-

※募集率：各学区または全県の中学校卒業予定者数に対する募集定員の割合 充足率：募集定員に対する入学者の割合

※ 令和4年度第1回、第2回総合教育会議資料より

通学区域についての全国調査

○通学区域の設定

項 目	件数	項 目	件数
設定している	21	今後の検討予定の有無 →	9
設定していない	26	なし	12

○通学区域を設定している都道府県のうち：

項 目	件数
①普通科は居住する学区、その他の学科は全学区としている	10
②普通科は居住する学区とその隣接学区、その他の学科は全学区としている	3(本県)
③普通科と普通系学科は居住する学区、その他の学科は全学区としている	2
④普通科と普通系学科は居住する学区とその隣接学区、その他の学科は全学区としている	1
⑤普通科と総合学科は居住する学区、その他の学科は全学区としている	1
⑥普通科は居住する学区、普通科以外の普通系学科は居住する学区よりも広範囲の学区、その他の学科は全学区としている	1
⑦普通科は原則として、居住する学区としている	1
⑧普通科は地域によって、一部制限をかけているところがある(基本的には全県一区)	1
⑨無回答	1

県立全日制高校の全県1区の学科・コースの実態

○普通科以外の学科(ただし普通科音楽コース、体育コースを含む)の生徒で
普通科の通学区域を越えて入学している生徒数

	富山・新川 →砺波	砺波 →富山	新川 →高岡	高岡・砺波 →新川	合計
R4	0	7	10	2	19
R3	0	10	5	1	16
R2	0	12	7	2	21

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和5年5月26日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻布 佳子



記

令和5年5月富山県議会臨時会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和5年5月富山県議会臨時会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和5年5月1日

富山県教育委員会

教育長 荻布 佳子

財 第 8 号
令和 5 年 4 月 26 日

富山県教育委員会
教育長 荻布 佳子 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 5 年 5 月富山県議会臨時会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和 5 年度富山県一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
一部改正の件

令和5年度5月補正予算(案)総括表

1 一般会計

教育委員会

単位：千円

区 分		既定予算額	補正予算額	計	構 成 比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	2,950,597	0	2,950,597	4.4%	0.0%
	給与費	979,084	0	979,084		
	計	3,929,681	0	3,929,681		
小学校費	事業費	209,791	0	209,791	32.7%	0.0%
	給与費	29,084,778	0	29,084,778		
	計	29,294,569	0	29,294,569		
中学校費	事業費	185,959	0	185,959	19.4%	0.0%
	給与費	17,257,654	0	17,257,654		
	計	17,443,613	0	17,443,613		
高等学校費	事業費	8,266,689	545	8,267,234	30.1%	0.0%
	給与費	18,770,134	0	18,770,134		
	計	27,036,823	545	27,037,368		
特別支援学校費	事業費	1,701,296	245	1,701,541	11.4%	0.0%
	給与費	8,499,875	0	8,499,875		
	計	10,201,171	245	10,201,416		
社会教育費	事業費	618,591	0	618,591	1.3%	0.0%
	給与費	565,629	0	565,629		
	計	1,184,220	0	1,184,220		
保健体育費	事業費	472,638	1,800	474,438	0.7%	0.4%
	給与費	139,678	0	139,678		
	計	612,316	1,800	614,116		
合 計	事業費	14,405,561	2,590	14,408,151	100.0%	0.0%
	給与費	75,296,832	0	75,296,832		
	計	89,702,393	2,590	89,704,983		

令和5年度5月補正予算 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案 見込額	財源内訳			備 考
			国支出金	その他	一般財源	
教育企画課	全日制高等学校運営費 特別支援学校運営費	790	補	790		物価高騰による学校給食及び寄宿舎食への影響を鑑み、保護者の負担を抑えつつ、その質を維持するための支援
保健体育課	学校給食等管理指導費	1,800	補	1,800		
事業費計		2,590		2,590		

※注)補:補助金

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例の一部を改正する条例案要綱

経営管理部人事課
(江尻主事、内線 3263)

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>定年引上げに伴い、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(以下「一部改正条例」という。)を令和4年9月議会に上程し、所要の改正を行ったところであるが、追加で改正する必要があるため、一部改正条例の改正を行うもの</p> <p>※ 一部改正条例は、令和5年4月1日施行であり、直ちに改正を要することから、専決処分により改正を行う。</p>
2 条例案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)及び富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例(昭和48年富山県条例第1号)の改正に伴う規定整備(第15条及び第23条関係)</p> <p>2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の条例の規定を適用する旨の経過措置を規定するもの(新附則第3項関係)</p> <p>第2 施行期日 公布の日</p>
3 他の条例等との関連	なし
4 審議、調整、予算化等の状況	なし

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正する条例案 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>第10条中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>第10条中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。</p> <p>第15条第1項の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項の表中「第4条第3項」を「第26条第3項」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前任用短時間勤務職員」に改め、「第26条第3項及び」を削る。</p> <p>第23条第1項の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前任用</p>	<p>給与条例の改正に伴う規定整備</p> <p>特殊勤務手当</p>

用短時間勤務職員」に改め、同条第2項の表中「第4条第3項」を「第26条第3項」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「第26条第3項及び」を削る。

条例の改正に伴う規定整備

第24条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第25条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(新設)

第24条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第25条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は

暫定再任用短時間勤務職員は、

第7条第1項から第4項までの規定により採用された者をいう。)は、第2条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第24条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、改正後の条例第24条及び第25条の規定を適用する。

定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の条例を適用する旨を規定するもの

とやま科学オリンピック2023の開催について

子どもたちの科学に対する関心を高めるとともに、科学的才能や論理的な思考力、問題解決能力など、子どもたちが持っている様々な力や可能性を伸ばす機会として「とやま科学オリンピック2023」を開催する。

1 日時

- 中学校部門 令和5年8月5日(土) 9:40~11:10
- 高校部門 令和5年8月10日(木) 9:30~12:00

2 会場

- 中学校部門
新川会場：富山県立魚津高等学校 富山会場：富山県立富山中部高等学校
高岡会場：富山県立高岡高等学校 砺波会場：富山県立砺波高等学校
- 高校部門
富山大学理学部（五福キャンパス）および 県総合教育センター

3 対象者

- 中学校部門 中学校1~3年生、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校
- 高校部門 高校1~2年生、中学校3年生、高等専門学校、特別支援学校

※義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校は同年次の生徒または学生
※中学校3年生は、中学校部門と高校部門の両方に申込可能

4 内容

- 中学校部門
 - ・富山の自然や環境、歴史、文化、産業、人物などを背景とし、実生活・実社会と関連する内容を題材とする。
 - ・自然科学分野（理科、算数・数学）を中心に、人文・社会科学分野を融合した統合問題に取り組む。
 - ・検査時間は90分とする。
- 高校部門
 - ・共通問題と分野問題からなり、2人1組（同一校とは限らない）のチームで問題に取り組む。
 - ・共通問題は数学を必修とし、物理、化学、生物の3分野から2つ選択。
 - ・分野問題は数学、物理、化学、生物から1つ選択。
 - ・検査時間は140分（共通問題60分、分野問題80分）とする。

親子でチャレンジ小学生体験教室

日時：令和5年8月19日(土) 13:00~17:00
会場：富山県総合教育センター、県内企業
対象：小学校5~6年生とその保護者（募集 50組100名）
内容：親子で科学工作・実験に取り組む。
関連する技術等を扱う企業等を見学する。

第9回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会の開催結果について

1 検討委員会の開催

- ・令和5年5月9日(火) 午前10時から午前11時05分まで、富山県民会館にて開催
- ・委員13名出席

2 主な意見等

(1) 令和の魅力と活力ある県立高校のあり方に関する報告書(案)について

○委員からのご意見

- ・基本方針の概要に、「目的」に当たる基本理念、「目標」、「具体的な取組み」として論点がまとめられ、また方向性も示されたものと考えている。
- ・10ページに、「5年後、10年後といったスパンで取組みを検証し、見直しをしながら、実効性のあるものにしていく必要があります。」が新たに追加された。この言葉を意識して、これから運営される県、或いは県立高校が、学校をしっかりと運営していただきたい。
- ・21ページ以降に、「配置や定員、再編統合にかかる具体的な検討」とあるが、社会のニーズに合わせて学科を設置していくということをもう少し検討されたらどうか。
- ・アンケートの結果から自宅からの距離や時間などの通学条件という項目が成績の次に挙がっている。公共交通等の確保は、教育委員会の仕事ではないと思うが、そういった連携が必要になってくると思う。
- ・保護者や生徒の声として、アンケートを行っているが、これを継続的に行い、社会の流れも含めてしっかり情報収集をし、この報告書に沿った教育を進めていただきたい。
- ・小中学校の立場の者から見ても、このように県立学校では教育が進められているということがわかる報告書になった。これからこの報告書で掲げたものをいかに具体的に進めていくかということが、数年先の大きな課題だろう。県立高校と小中学校といった校種間連携も大切な鍵であると思う。
- ・このように方針や方向性がある程度できたので、今後は各学校が具現化に向けて一生懸命頑張ってくださいということになる。各学校が十分にそうしたことを進められるよう教育委員会事務局には、指導、働きかけをお願いしたい。

- ・この報告書をいかに具現化していくかということがポイントである。いわゆる認知能力といった見える学力ではなく、土台となる非認知能力が非常に大切になる。これを育てるためには、すべての教科において、もっとアウトプットし、子どもたちが多様な考えに触れる機会を充実させていくことが大事なのではないかと思う。
- ・新たな教育システムの導入に関しても、他県の好事例などを研究、参考にされて優先順位を決め、富山県の特徴ある確かな教育の場が作られるよう、早急に検討し、実践へと進めていただきたい。
- ・対面でコミュニケーションがとれるようになったからこそ、地域、大学、企業などとの連携をより強固に図っていく必要があり、生徒にいろいろなものや人に触れていただく機会を創出していくことが大切ではないかと感じている。
- ・義務教育は基本的には市町村の管轄、高校は県立や私立の管轄になっている。そういったものを取り払って子どもたちが小中高という三つのグレードを一気通貫で教育を受けていくという視点で、これからの富山県の教育のあり方を議論していただきたい。
- ・ソフト面についての意見が多数出ていたが、県立高校の校舎などハード面についても改善を図っていく必要があるのではないかと思う。
- ・再編をしていろいろな努力をされているのだが、今後とも小さな意見も考慮しながら、定員割れをしないような方向で進めていただきたい。
- ・スクール・ポリシーを突き詰めていくと残念ながら学区制と相容れないところもあるので、少し気になった。
- ・大学のファカルティ・ディベロップメントに当たるような職員の能力開発、時代に沿った研修がどのように実行されているのかということがほとんど議論されていなかった。今後は、大きな社会的課題の中における教育のあり方、そして高校教育のあり方を議論していただくということが必要ではないかと思う。

3 報告書のとりまとめ

- ・第9回の令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会でいただいたご意見を踏まえて「令和の魅力と活力ある県立高校のあり方に関する報告書」をとりまとめた。
- ・本日、この報告書を、関係機関に送付するとともにホームページに公開する。

令和5年3月高等学校卒業者の就職状況について
(令和5年3月末現在調査)

令和5年5月26日
教育委員会 県立学校課
経営管理部 学術振興課

令和5年3月高等学校卒業者の3月末現在の就職状況は、就職希望者1,623人に対し、就職者は1,623人、就職率は100.0%(文部科学省発表)となりました。
都道府県別の就職率では、富山県は全国第1位でした。

		卒業者数 (a) 人	就職希望者数 (b) 人	就職者数 (c) 人	就職率 (d)=(c)/(b) %	全国 就職率 %
令和 5年3月	県全体	8,291	1,623	1,623	100.0 (全国1位)	98.0
	(うち県立)	(6,596)	(1,190)	(1,190)	(100.0)	
<参考> 令和 4年3月	県全体	8,515	1,587	1,583	99.7 (全国3位)	97.9
	(うち県立)	(6,702)	(1,195)	(1,191)	(99.7)	

※ 調査対象校種: 公立、私立の高等学校(全日制・定時制)
※ 調査対象生徒: 民間事業所、公務員、自営等全ての就職希望者の状況をとりまとめたもの。

今後の教育委員会等の日程について

- 令和5年6月30日(金) 13:00 予定
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)